

一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会 (JIAA)

行動ターゲティング広告ガイドライン

2009 (平成 21) 年 3 月制定

2010 (平成 22) 年 6 月改定

2014 (平成 26) 年 2 月改定

2015 (平成 27) 年 5 月改定

2016 (平成 28) 年 5 月改定

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 本ガイドラインは、インターネットユーザー（ユーザーが閲覧、使用する際の端末機器は問わない。以下「利用者」という。）のウェブサイト、アプリケーション、その他インターネット上での行動履歴情報を取得し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（以下「当法人」という。）の会員社が遵守すべき基本的事項を定めることにより、行動ターゲティング広告の有用性に配慮するとともに、利用者および広告主の正しい理解を得て、安心してインターネット広告を利用することができる環境を整えることを目的とする。

### (適用範囲)

**第2条** 利用者の行動履歴情報を行動ターゲティング広告に利用する当法人の会員社が、第3条③号以下の各事業領域のうち複数に該当する場合には、該当する事業領域に係る活動について、当該事業領域に関する本ガイドラインの規定が当該会員社に対して適用される。

- 2 本ガイドラインは、インターネット広告ビジネスにおける広告を対象とするものであって、レコメンドなど広告以外のコンテンツの配信および会員社のその他の事業には適用されない。
- 3 会員社が行動ターゲティング広告に関して個人情報の保護に関する法律にいう「個人情報」を取り扱う場合、会員社は個人情報保護法に従う。また、「個人情報」および「個人情報」以外の利用者に関する情報の取り扱いについては、当法人が定める「プライバシーポリシーガイドライン」に従う。
- 4 会員社が、諸外国の業界団体等の自主規制基準のうち、当法人が本ガイドラインと同等以上の内容を有すると認めるものに則っている旨を当法人に対して申し出、当法人が申し出に係る事実を正と認めた場合には、当該会員社は当該自主規制基準に従うことにより本ガイドライン第2章を遵守しているものとみなす。

(定義)

**第3条** 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 「行動履歴情報」

ウェブサイトの閲覧履歴や電子商取引サイト上での購買履歴等、それを蓄積することによって利用者の興味・嗜好の分析に供することができる情報をいう。

② 「行動ターゲティング広告」

行動履歴情報から利用者の興味・嗜好を分析して利用者を小集団（クラスター）に分類し、クラスターごとにインターネット広告を出し分けるサービスで、行動履歴情報の蓄積を伴うものをいう。

③ 「媒体運営者」

配信事業者の配信する行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイト等を開設・設置する会員社または自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者を取得させる会員社をいう。

④ 「情報取得者」

自らのウェブサイト等または他社のウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を取得し、その情報を広告提供事業者に提供するまたは利用させる会員社をいう。

⑤ 「配信事業者」

行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する会員社をいう。

⑥ 「広告提供事業者」

情報取得者、配信事業者を合わせた呼称をいう。

[解説]

- ・ 行動履歴情報を蓄積・分析してクラスターに分類し、クッキー等の識別子情報と結びつけて行動ターゲティング広告の配信に用いるデータは、「プライバシーポリシーガイドライン」において定義される「インフォマティブデータ」に含まれる。また、「統計情報等」には含まれず、「個人関連情報」に含まれることとなる。
- ・ 会員社が③号ないし⑤号の各事業領域の複数に該当する場合がある。例えば、媒体運営者が、自らのウェブサイト等を通じて取得した行動履歴情報を利用して行動ターゲティング広告を配信する場合は、媒体運営者であると同時に、情報取得者でもあり、配信事業者でもあることとなる。

## 第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

### (透明性の確保)

**第4条** 広告提供事業者は、次の各号に定める事項（以下「告知事項」という。なお、情報取得者については、本条3項の通知等すべき事項もこれに含まれる。）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ① 取得の事実
  - ② 対象情報を取得する事業者の氏名または名称
  - ③ 取得される行動履歴情報の例示
  - ④ 取得方法
  - ⑤ 利用目的
  - ⑥ 保存期間
  - ⑦ オプトアウトの手段、その他利用者関与の方法がある場合は、その方法
- 2 媒体運営者は、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、自社サイトに行動ターゲティング広告が配信されていることおよび行動ターゲティング広告を配信する配信事業者の名称、また自らのウェブサイト等を通じて利用者の行動履歴情報を広告提供事業者取得させる場合は、その旨および情報を取得する広告提供事業者を表示する。さらに、媒体運営者は、行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺またはページ下部のフッター等の分かりやすい場所にリンクを設置し、リンク先に広告提供事業者の告知事項を記載したページ（当該ページへのリンクを設置した自社サイトのプライバシーポリシーなどのページを含む）へのリンクを設置する。
- 3 情報取得者は、本条第1項に加えて、取得した行動履歴情報を広告提供事業者提供する場合、その旨ならびに提供を受ける広告提供事業者および提供する情報の範囲を、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くとともに、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、広告提供事業者の告知事項を記載した広告提供事業者サイト内のページへのリンクを設置する。
- 4 広告提供事業者は、告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。

#### [解説]

- ・ 取得する情報とその取得方法について可能な限り細分化し、その利用目的を

特定し、具体的に記載することが望ましい。利用目的は、取得する情報と対応して記載することが望ましい（例えば、取得する情報を「クッキー情報」とだけ記載するのではなく、「クッキー」というインターネットブラウザの仕組みを利用して、利用者が訪問したウェブサイトのページの URL やページ遷移などの行動履歴情報を取得し、利用者の興味・嗜好を分析・分類して、ブラウザを識別して広告配信に利用していることを記載するなど）。また、利用者にとって分かりにくいものを明確に記載することが必要である。

- ・ 告知事項の分かりやすい表示方法として、行動ターゲティング広告を利用目的とするインフォメーションデータの取り扱いを事業全体のプライバシーポリシーと区別して記載する方法が考えられる。例えば、告知事項をまとめて分かりやすく記載したページを作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示したプライバシーポリシーや第6条に規定するインフォメーションアイコンからリンクを設置するなどの方法が有効である。また、表示に際しては、端末機器の特性に配慮した記載にするなど、利用者に認識しやすいものとなるよう留意する。
- ・ 告知事項の内容を変更する際の事前告知期間については、その変更内容が利用者に与える影響の重要度に応じて必要な期間を定める。

#### (利用者関与の機会の確保)

**第5条** 広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を取得することの可否または広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段（オプトアウト）を、自らの告知事項を記載したサイト内のページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

- 2 媒体運営者は、自らのウェブサイト等の分かりやすい場所に、広告提供事業者の告知事項を記載したページへのリンクを設置することにより、利用者に対し、前項の手段（オプトアウト）を提供する。

#### (情報提供)

**第6条** 配信事業者は、当法人の指定するアイコン（以下、「インフォメーションアイコン」という。）を行動ターゲティング広告内または行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺に表示し、これより告知事項を記載した配信事業者サイト内のページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。媒体運営者は、配信事業者の配信する広告に付随して表示されるインフォメーションアイコンを受け入れるよう努める。

- 2 媒体運営者は、インフォメーションアイコンを自らのウェブサイトのページ下部

のフッター等に表示し、これより自らのウェブサイト等において掲載する行動ターゲティング広告や行動履歴情報の取り扱いについて記載したページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。

- 3 情報取得者は、インフォメーションアイコンを自らのウェブサイトのページ下部のフッター等に表示し、これより告知事項を記載した情報取得者サイト内のページへのリンクを設置する取り組みに協力するよう努める。

[解説]

- ・ インフォメーションアイコンを表示することにより、行動履歴情報の利用に関して、利用者がこれを容易に認識でき、透明性の確保および利用者関与の機会の確保を達成することが可能になる。会員社は、自らの事業領域に応じてインフォメーションアイコンの表示に取り組むことが推奨される。
- ・ インフォメーションアイコンからリンクするページにおいては、行動履歴情報の利用における透明性の確保を達成するという趣旨から、利用者が各サービスでの広告の仕組みや、行動履歴情報の取り扱いについて容易に理解し、関与できるように、できる限り簡潔かつ平易な表現を用いるべきである。
- ・ インフォメーションアイコンを、利用者が関与する機会を提供するものと位置づけて、行動ターゲティング広告以外の広告にインフォメーションアイコンを表示することも可能である。
- ・ インフォメーションアイコンの取り組みに参加する会員社は、サービスごとに、当法人が定める「JIAA インフォメーションアイコン運用ガイドライン」および「JIAA インフォメーションアイコンクリエイティブガイドライン」に従い、別途定める方式により必要な手続きを行うことで、当法人の認定を受ける必要がある。

**(適正な手段による取得の確保)**

**第7条** 広告提供事業者は、行動履歴情報を適正な手段によって取得する。

[解説]

- ・ 利用者の行動ターゲティング広告への信頼を確保する観点から、利用者が全く認識し得ない手段を用いたり、利用者が想定する範囲を大きく逸脱して取得したりすることのないよう、行動履歴情報の取り扱いの起点である取得段階から適正性を確保することが重要である。

**(適切な安全管理の確保)**

**第8条** 広告提供事業者は、行動履歴情報について適切な安全管理措置を講じ、これを維

持する。

- 2 行動履歴情報の保存期間は、業務上正当に必要とされる期間に限る。

[解説]

- ・ 広告提供事業者は、事業の性質および行動履歴情報の取り扱い状況等に起因するリスクに応じ、漏えいの防止その他の情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要がある。参考として、安全管理措置の例を以下に挙げる。
  - 安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に対する規程や手順書を整備運用し、その実施状況を確認する。
  - 従業員に対する内部規程等の周知・教育・訓練等を行う。
  - 情報およびそれを取り扱う機器・装置等の物理的な保護や、情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策、情報システムの監視等、技術的な安全管理を実践する。
- ・ どのような安全管理措置をとるかおよびその保存期間については、各サービスの提供において、取得する情報の種類、取得の方法、取得後の管理の方法、利用方法を総合的に勘案して、プライバシーに対する影響度合いを評価し、その評価結果をもとに、行動履歴情報の安全管理措置および保存期間を決定することが望ましい。

(教育)

**第9条** 広告提供事業者および媒体運営者は、個人や企業に対して行動ターゲティング広告に関する教育を行う取り組みに参加するものとする。

- 2 広告提供事業者および媒体運営者は、自社サイト内の広告枠を利用する等して、当法人のサイト上に作成された行動ターゲティング広告に関する情報提供、広報のためのページへ利用者を誘導する取り組みに協力する。

(苦情・質問への対応体制の確保)

**第10条** 広告提供事業者は、行動履歴情報の取り扱いに対する苦情・質問に対して、窓口を設け、適切かつ迅速な対応処理に努める。

### 第3章 その他

(利用者への配慮)

**第11条** 広告提供事業者は、行動履歴情報が利用者のプライバシーに関わり得るものであ



ることを認識し、利用者に配慮した行動ターゲティング広告の運用を行うものとする。

[解説]

- ・ プライバシー性が高い情報の取り扱いをする場合は、明示的な同意（画面上でのクリックなど利用者本人が認識した上での同意）を得ることが必要である。
  - ※ どのような情報をプライバシー性が高いと考えるべきかについては、今後必要な検討を行うものとする。
- ・ 個人を特定することができない行動履歴情報についても、行動履歴情報から推定される個人の興味・嗜好は、当該個人のプライバシーに関わり得るものである以上、行動ターゲティング広告に利用する情報は、その実現のため必要最小限のものとするのが望ましい。
- ・ 行動ターゲティング広告が、利用者に対して利便性を提供し得るものである反面、取得・利用する行動履歴情報の内容、取得・利用の方法、ならびに広告内容およびその掲載頻度によっては不快感、不安感を生じさせかねない懸念があることに留意する必要がある。配信事業者および媒体運営者は、自ら掲載の基準を定めて掲載判断を行うことにより、こうした懸念の払拭に努めるのが望ましい。

(報告等)

**第12条** 広告提供事業者および媒体運営者は、当法人からの要請があった場合、当法人に対し、本ガイドラインの遵守状況に関する報告書を提出する。

- 2 当法人は、広告提供事業者または媒体運営者が本ガイドラインに違反している事実を発見した場合、当該広告提供事業者または媒体運営者に対し、是正の勧告をすることができる。

(ガイドラインの見直し)

**第13条** 本ガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

以上